

佐渡島は官民一体となって新型コロナウイルス対策をします！

拝啓 ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。日頃佐渡観光に関わる報道へのご協力ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、拡大防止が急務となっております。佐渡島観光について、キャンセルの影響はほとんどありませんが、佐渡市、佐渡観光交流機構、佐渡観光旅館連盟は「宿泊施設における新型コロナウイルスの対応について」の統一マニュアルを策定いたしました。

各宿泊施設における対応マニュアルの周知徹底を依頼するとともに、引き続き佐渡市、新潟県、佐渡保健所、医療機関等と連携し、情報収集と共有に努めてまいります。

【お問い合わせ】 一般社団法人佐渡観光交流機構（観光庁登録 観光地域づくり法人（DMO））

〒952-0011 新潟県佐渡市両津夷 384-11 TEL:0259-23-5230 FAX:0259-23-5232

専務理事：清永、広報担当：栗山 HP <https://www.visitsado.com/> (info@visitsado.com)



一般社団法人佐渡観光交流機構（観光庁登録 観光地域づくり法人（DMO））

〒952-0011 新潟県佐渡市両津夷 384-11

TEL:0259-23-5230 FAX:0259-23-5232

令和2年2月27日

市民の皆様へ

佐渡市観光振興課
(一社) 佐渡観光交流機構

このたびの新型コロナウイルス感染拡大を受け、佐渡観光旅館連盟に加盟する宿泊施設においては、つぎの感染対策を行っていることをお知らせいたします。

宿泊施設における新型コロナウイルスの対応について

【チェックインのとき】

- 宿泊者に対し、咳や発熱等の自覚症状をチェックシートで確認するなど聞き取りを行う。
- 体調不良などの自覚症状がある場合は、これまでの立ち寄り先や移動手段、経路等の聞き取りを行う。

【滞在中の対応】

- 館内では、アルコール消毒液を配置の配置や咳エチケットや手洗い励行の掲示を行い、感染対策を呼び掛ける。
- 宿泊者が体調不良の自覚症状や感染が疑われる場合は、できるだけ他の宿泊客から離れた部屋に移動していただき、保健所等の指定機関へ連絡し指示を求める。

【チェックアウトのとき】

- 宿泊者に対し体調不調など自覚症状はないかの聞き取りを行う。
- 体調不良を訴えた場合、感染拡大防止のため所持している場合は、極力マスクの着用をお願いする。また、今後の行先や移動経路等を聞き取りし、次の移動先への情報提供を行う。
- 宿泊者が滞在したすべて部屋については、通常清掃のほか、アルコール等で消毒を行う。

【従業員に対する指導】

- 従業員には咳エチケットや手洗いの励行等、通常の感染対策を徹底させる。
- 従業員が体調不良の宿泊者に対応することになった場合は、マスク着用を徹底させ、その後に発症がないか留意すること。

お問い合わせ先

佐渡市観光振興課 67-7944